

# 上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス(仮称)新築工事 (建築工事)請負契約の変更

## 1 変更内容

変更項目	変更前	変更後
契約金額	2,998,600,000円	3,102,103,400円

## 2 変更理由

- ・工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不相当となるため、インフレスライド条項を適用することによる増
- ・教育委員会事務局の方針に基づき、給食調理室の暑さ対策として、輻射熱を発生する回転窯を低輻射型のものに変更することによる増

<参考> 本工事契約の状況 (令和3年9月29日原案可決 令和3年12月16日一部変更専決 (契約金額)  
令和4年10月7日一部変更専決 (契約金額・完成期限) )

1 工事名

上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス (仮称) 新築工事 (建築工事)

2 工事概要

(1) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 1棟 9,939.34㎡

<案内図>

ア 校舎部分

1階の一部	35.97㎡
2階の一部	2,897.84㎡
3階	2,692.73㎡
4階	2,635.51㎡
塔屋	67.14㎡
計	8,329.19㎡

イ 屋内運動場部分

1階の一部	1,103.22㎡
2階の一部	149.02㎡
計	1,252.24㎡

ウ コミュニティハウス部分

1階の一部	188.02㎡
2階の一部	169.89㎡
計	357.91㎡

(2) 水泳プール

一式

3 工事場所

保土ヶ谷区上菅田町134番地の1

4 契約金額 (税込み)

2,998,600,000円

5 完成期限

令和5年10月23日

6 契約の相手方

松尾・風越・石井建設共同企業体



## 公共工事設計労務単価等の改定に伴うインフレスライド条項の運用について

### 1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省の調査に基づき毎年改定され、本市が設計する公共工事にも使用しています。近年、労務単価が大幅に上昇したことを踏まえ、国土交通省は平成26年度から賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の運用を開始し、本市においても同様の措置を実施しています。

### 2 インフレスライド条項の運用

残工期が2か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更します。

$$\text{変更金額（スライド額）} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

$P_1$ ：契約金額から出来形部分に相応する金額を控除した額（変動前残工事代金額）

$P_2$ ：変動後の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額（変動後残工事代金額）

#### <参考> 横浜市工事請負契約約款（第26条第6項（インフレスライド条項））（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

##### 第26条

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。